

兄弟姉妹の皆様

私たちのローマのパパ様・故フランシスコ教皇様は今回のシノドスにおいて、「第2バチカン公会議を見直し、立ち戻り、生かしてほしい」とメッセージをくださいました。

2022年待降節から、ミサの式次第が新しくなりました。これも、その新しい流れの一つです。

今回はサンパウロ発行 第2バチカン公会議 公文書全集 南山大学監修「第3章 その他の秘跡、および準秘跡」を解説します。

私たちも、ミサや祈りに主体的に関われるように、一緒に学びましょう。

尚、わかりやすい表現を用いるため、多くの資料を参考にさせていただいておりますことをはじめにお伝えしておきます。

主任司祭 ペトルス・ウィリー・ソバ・ドイ O.C.D.

第3章 その他の秘跡、および準秘跡

典礼憲章

③4 ～第二バチカン公会議公文書より～

堅信の儀式：堅信の秘跡は、この秘跡と「キリスト教の信徒として在ること全て」との密接な繋がりが、より明らかになるように改訂されなければなりません。

したがって、堅信の秘跡を受ける前に、「洗礼の約束の更新」が行われることが望ましいです。

堅信の秘跡はミサの中で授けることができます。

ミサ以外において行われる堅信の儀式のためには、開式用の式文を作成しなければなりません。

告 解：告解の秘跡（ゆるしの秘跡）について、その本質と効果を明らかに示すように式文を改めなくてははいけません。

病者の塗油：「終油の秘跡」はむしろ「病者の塗油の秘跡」と呼ばれるべきであり、危篤の人のためだけの秘跡ではありません。

したがって、信者が【病気】や【老齢のために死の危険】にある場合、この秘跡を受けるのに適している時期を迎えているのは確かです。

「病者の塗油」と「臨終の聖体拝領」とが別々になっている儀式的ほかに、「回心の祈り」の後、「臨終の聖体拝領」の前に「病者の塗油」が与えられるよう継続した式次第を作成しなければなりません。

「病者の塗油」の回数は事情に応じるべきです。

また、この秘跡を受ける病人の状況に合わせて儀式の中の祈願を改訂する必要があります。

（つづく）